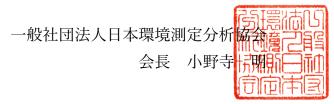
会員各位



放射性同位元素等の管理の徹底について(注意喚起)

日頃から当協会の活動にご理解、ご尽力いただきありがとうございます。

既に報道等によりご承知のこととは思いますが、放射性同位元素 63Ni(370MBq)を内蔵した ECD ガスクロマトグラフが所在不明となる事案が発生しました。

放射性同位元素や放射性装置(以下「放射性同位元素等」という。)による放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、「放射性同位元素等の規制に関する法律」 (昭和三十二年法律第百六十七号)により、適切な管理が求められています。

会員の皆様におかれまして、既に適切な管理に取り組まれていることと存じますが、放射性同位元素等の管理状況を点検し、必要に応じて管理方法の見直し(※)を 実施してください。

また、放射性同位元素等の所在が不明(不明の疑いがある場合を含む。)となった場合又は放射性同位元素等を見つけた場合には、速やかに、その旨を原子力規制庁に報告してください。

環境測定分析に対する社会的な信頼性を高めていく観点からも、放射性同位元素 等の管理の徹底に努めていただくようお願いします。

※放射性同位体元素等(表示付認証機器 ECD)の使用や廃棄について、メーカーからも情報提供が行われていますので、各社の HP をご参照ください。

【ご参考】賛助会員による情報提供

- ○アジレント・テクノロジー株式会社
 - ECD 関連資料 (https://www.chem-agilent.com/contents.php?id=1002117)
- ○株式会社島津製作所
 - 当社製表示付認証機器 ECD をお使いのお客様へ

(https://www.an.shimadzu.co.jp/service-support/technical-support/remark/gc/ecd1/index.html)